

<新規申請> 提出書類一覧

●特殊車両通行許可申請書・車両内訳書・車両の諸元に関する説明書・通行経路表は、申請支援システムの申請書作成状況一覧よりダウンロード (pdfファイル) 後、提出してください。

	普通申請		包括申請	
	新規規格車両以外	新規規格車両	新規規格車両以外	新規規格車両
特殊車両通行許可申請書 (訂正を要する場合には、申請書上部に申請者の印(登録印)を押印又は自署したものの原本が許可交付時に必要となります)	1部		1部	
車両内訳書			1部	
車両の諸元に関する説明書	1部		1部	
車検証(写)(型式ごとに提出) ※連結車においては、全型式が牽引登録を行っているかを確認したもの ※自動車検査証記録事項(写) 2023年1月4日以降に車検を受けた車両は車検証(写)と併せて提出してください	1部	1部	1部	1部
姿図 ※積載貨物の寸法、積載時の車両の幅・高さ・長さを記入したもの				
500分の1軌跡図				
新規開発車設計作成基準適合証明書(写) ※ホイール・クレーンなどの建設機械のみ	1部		1部	
通行経路表	1部		1部	
出発地及び目的地付近の詳細図	1部		1部	
通行経路図 (出発地～目的地までの広域図) ※著作権に関わる地図は不可	1部		1部	
t k sファイル				

●超重量又は超寸法車両の場合は下記書類も提出してください。

超重量車両・・・総重量 **50t** を超える車両

超寸法車両・・・幅 **3.5m** 長さ **20m** 高さ **4.3m** のいずれか一つでも超える車両

	普通申請	包括申請
分割不可能な理由書 (車両の構造および積載する貨物の特殊性について記載したもの) ※荷主もしくは製作した企業による印又は自署をしたもの 原本は申請者保管となります	1部	1部
輸送計画書 (年間輸送計画・緊急連絡網)		
※高さ 4.5m を超える車両 上空障害物の高さを計測した写真		

※ 普通申請と包括申請について

- ・普通申請とは、申請台数が1台の申請をいいます。
【単車】トラック、建設機械等が1台 【連結車】トラクタおよびトレーラ台数が1台
- ・包括申請とは、複数の車両について、一つの許可申請書による申請をいいます。
(同じ種類の積載貨物を、同じ車両形状でかつほぼ同じ車両諸元である複数の車両で運搬する場合)

●問い合わせ先●

北九州市建設局道路部管理課台帳係・特殊車両専用ダイヤル TEL: (093) 582-2206

<更新> 提出書類一覧

※更新申請時に通行経路及び車両の減少の申請が可能です。

自治体申請Ver.4

●特殊車両通行許可申請書・車両内訳書・車両の諸元に関する説明書・通行経路表は、申請支援システムの申請書作成状況一覧よりダウンロード (pdfファイル) 後、提出してください。

【更新】・【通行経路の減少】	普通申請	包括申請
特殊車両通行許可申請書 (訂正を要する場合には、申請書上部に申請者の印(登録印)を押印又は自署したものの原本が許可交付時に必要となります)	1部	1部
車両内訳書		1部
通行経路表	1部	1部
t k s ファイル		

【車両の減少】	普通申請		包括申請	
	新規規格車両以外	新規規格車両	新規規格車両以外	新規規格車両
特殊車両通行許可申請書 (訂正を要する場合には、申請書上部に申請者の印(登録印)を押印又は自署したものの原本が許可交付時に必要となります)	1部		1部	
車両内訳書			1部	
車両の諸元に関する説明書	1部		1部	
通行経路表	1部		1部	
t k s ファイル				

●幅3.5mを超える車両は下記書類を提出してください。

	普通申請	包括申請
輸送計画書 (年間輸送計画・緊急連絡網)	1部	1部

※ 普通申請と包括申請について

- ・普通申請とは、申請台数が1台の申請をいいます。
【単車】トラック、建設機械等が1台 【連結車】 トラクタおよびトレーラ台数が1台
- ・包括申請とは、複数の車両について、一つの許可申請書による申請をいいます。
(同じ種類の積載貨物を、同じ車両形状でかつほぼ同じ車両諸元である複数の車両で運搬する場合)

●問い合わせ先●

北九州市建設局道路部管理課台帳係・特殊車両専用ダイヤル

TEL: (093) 582-2206

<変更申請> 提出書類一覧

●特殊車両通行許可申請書・車両内訳書・車両の諸元に関する説明書・通行経路表は、申請支援システムの申請書作成状況一覧よりダウンロード（pdfファイル）後、提出してください。

【代表者】・【担当者】・【電話番号】	普通申請	包括申請
特殊車両通行許可申請書 (訂正を要する場合には、申請書上部に申請者の印（登録印）を押印又は自署したものの原本が許可交付時に必要となります)	1部	1部
車両内訳書		1部
通行経路表	1部	1部
t k s ファイル		

【車両の追加】 ※諸元増加は新規申請	普通申請		包括申請	
	新規格車両以外	新規格車両	新規格車両以外	新規格車両
特殊車両通行許可申請書 (訂正を要する場合には、申請書上部に申請者の印（登録印）を押印又は自署したものの原本が許可交付時に必要となります)	1部		1部	
車両内訳書			1部	
車両の諸元に関する説明書				
追加を行う車両の車検証（写） ※自動車検査証記録事項（写） 2023年1月4日以降に車検を受けた車両は車検証（写）と併せて提出してください	1部	1部	1部	1部
通行経路表	1部		1部	
t k s ファイル				

【自動車登録番号】	普通申請		包括申請	
	新規格車両以外	新規格車両	新規格車両以外	新規格車両
特殊車両通行許可申請書 (訂正を要する場合には、申請書上部に申請者の印（登録印）を押印又は自署したものの原本が許可交付時に必要となります)	1部		1部	
車両内訳書			1部	
新旧の車検証（写）	1部		1部	
通行経路表	1部		1部	
t k s ファイル				

※ 普通申請と包括申請について

- ・普通申請とは、申請台数が1台の申請をいいます。
【単車】トラック、建設機械等が1台 【連結車】トラクタおよびトレーラ台数が1台
- ・包括申請とは、複数の車両について、一つの許可申請書による申請をいいます。
(同じ種類の積載貨物を、同じ車両形状でかつほぼ同じ車両諸元である複数の車両で運搬する場合)

●問い合わせ先●